平成２６年（フ）第９３号
栃木県足利市上渋垂町31番地　ラフォーレストウＢ203
債務者　髙橋　信昭
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第４９７８号
大阪市北区国分寺１丁目２番10―213号
債務者　草野　崇
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７号
釧路市芦野１丁目４番５号　ハイネスコーポⅡ201号室
債務者　黒椿こと　小玉　宏美（旧姓広瀬）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１８３号
北海道釧路郡釧路町若葉３丁目24番地　わかばコーポ201号室
債務者　佐藤　友美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５２４号
栃木県鹿沼市茂呂193番地５
債務者　七久保昌市
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１４４８号
東京都武蔵野市境２丁目６―41―４―304
債務者　高村　治
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４８８号
東京都練馬区富士見台４丁目43―17―101
債務者　新井美奈こと　朴　美奈
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４９０号
東京都調布市多摩川４丁目２―１　Ａ棟２Ｆ
債務者　梅澤　優衣
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５０６号
東京都町田市南つくし野３丁目７―14―302
債務者　高津　博江
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５０７号
神奈川県横浜市神奈川区六角橋１丁目12―11―203
債務者　中山　真利
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５０９号
東京都世田谷区新町２丁目10―17
債務者　宮地　理奈
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５１０号
東京都足立区中央本町１丁目20―19
債務者　近藤　鈴子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５１４号
神奈川県横浜市泉区岡津町2688―４　コンフォートヒルズⅢ番館201
債務者　徳島　敦子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５２４号
東京都世田谷区下馬２丁目33―２―1017
債務者　杉田　利子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５２５号
東京都葛飾区東金町３丁目23―14―211
債務者　櫻井久美子（旧姓小日向）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部